5. 効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法(西表島地域)

当報告書 I 章で整理した調査結果及び地域検討会における論議内容から、当該地域で実施可能な漂着ゴミの回収・処理方法の概要を整理すると表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 当該地域における漂着ゴミの回収・処理工程の整理

工程	方法		
回収(回収・搬出)	人力で行うことが原則。搬出が困難な場合は人力以外の方 法も検討する。		
運搬 (収集・運搬)	業者運搬あるいは自己運搬。		
処分	一般廃棄物は石垣市の処分場、処理困難物等は業者処分。		

本節 $5.1\sim5.3$ では、表 5-1 に示した回収・運搬・処分それぞれ、あるいは全体の工程を通して効率的かつ効果的な手法について検討した。

ここで効率的・効果的な方法は、表 5-2 に整理した考え方を基に検討することとした。

表 5-2 効率的・効果的な回収・処理方法の考え方(案)

工程	効率的方法	効果的方法
	・作業員の確保	・回収時期の選定
	・回収用具の選択	・回収するゴミの種類の優先順位
	・回収時の作業分担	・ゴミの種類毎の取扱い
回収(回収・搬出)	・回収効率と動員可能な作業員数	・処分方法に合わせたゴミの分別
	を考慮した回収体制	
	・海岸の地形に合わせた搬出方法	
	の選択	
審拠 (加佳、電極)	・運搬方法、車輌等の選択	・運搬車へゴミを積込むための集
運搬(収集・運搬) 	・運搬業者との連絡調整	積場所の選択
hn 🛆	・ゴミの種類毎の処分方法の整理	・減容等の手法の導入とその費用
処分		効果の整理

【参考】「回収・処理」の語意について

回収:回収から仮置き場までの搬出を含む。

処理:運搬と処分が含まれる。運搬は仮置き場から収集して処理場までの運搬を、処分は

処理場などでの埋立・焼却等の処分を意味する。

5.1 効果的な回収時期

西表島地域(調査範囲及び調査範囲と方角が同じ向き(主に北向き)の海岸)における 効果的な漂着ゴミ回収時期は、年1回の実施であれば4月であり、複数回の実施であれば 10月~4月の間で計画し、最後の回収を4月とする。以下に理由を述べる。

この地域にゴミが漂着するのは、主に冬場の北東からの季節風の時期(10~3 月頃)であり、この季節風がゴミの漂着に大きく寄与していると考えられる。例年では4月になれば季節風はほとんど治まっており、ゴミの漂着量も大きく減少する。

西表島地方は例年5月初旬から6月中旬頃までが梅雨の時期となる。この期間は雨日が続き降雨量も多いため、回収作業は困難である。初夏を迎えると冬とは逆に南よりの風が主体となり、調査範囲となっている北向きの海岸ではゴミの漂着が極端に少なくなる。それから10月の季節風が吹き始める時期までは、台風通過の様な非定常的な気象条件が無ければ大量のゴミの漂着はない。また、夏季は気温が上昇するが特に砂浜の上では日中は高温となるため、快晴下の海岸での回収作業は過酷な労働になってしまう可能性が高い。更には、夏季には海岸植生帯にツマグロスズメバチが巣を作る事例が確認されている。また、地域検討員からは他の季節に比べ夏季には海岸近くで見られるサキシマハブの数が多くなるといった指摘も受けており、危険生物のリスクも高くなる。

したがって、海岸清掃を1年に1回実施するのであれば、実施時期を4月頃に計画することが最も回収の効率が良く、作業員の安全性も確保された回収作業になると考えられる。一方、1年間に複数回の回収を実施するのであれば、10月~4月の間で複数回計画することが妥当である。複数回の回収では、1回あたりの回収量を少なく、必要な作業員数も少なく抑えることも可能である。ただし、最後の回収実施は4月とするべきである。

西表島地方の効果的な漂着ゴミ回収時期について表 5.1-1 に整理した。



表 5.1-1 西表島地方の効果的な漂着ゴミ回収時期

5.2回収・処理方法の試案

5.2.1 回収方法

(1) 回収方法の基本的な考え方

西表島における漂着ゴミの回収方法について、基本的な考え方は以下のとおりである。

表 5.2-1 西表島地域における漂着ゴミ回収方法の基本的な考え方

回収方法	西表島の海岸線は、貴重な自然を有していることか ら、重機類は極力使用せず、人力による回収を行う。
回収ボランティア ・作業員の確保	西表島の人口は現在約 2,300 人であり、島内に地区は分散されている。地区公民館単位の清掃活動であれば、地区公民館の広報活動により可能であると思われるが、参加者 100 人以上の規模のボランティア清掃を実施するとなると、島内全地区への呼びかけが必要である。回収ボランティア・作業員の募集は、新聞、八重山環境ネットワークのHP、行政・地区公民館単位の広報活動等で行うことができる。
回収するゴミの種類	海岸のゴミの量と回収を行う作業員やボランティアの数を考慮し、全てのゴミを回収できないと判断される場合には、その海岸の状況に応じて回収するゴミの種類に優先順位を付ける考え方もある(例えば人工系のゴミを優先的に回収する等)。優先順位を考える上では、景観保全や生態系保全、海岸利用者に対する安全確保等の様々な見地から判断する。また、ゴミの種類に回収順位を付けると回収効率が上がる場合もある(例えば、廃油ボールは多数の作業員が海岸を踏み潰すと回収し辛くなるので先立って回収を行う等)。

(2) 回収用具等について

人力による回収作業には、通常よく使われる容量 450のビニール袋だけでなく、建築現場や農作業などに使われる自立式の万能袋やフレコンバッグ(トン袋)等も組み合わせて使用すると回収効率が上がる。

実際に西表島におけるクリーンアップ調査では、回収作業にビニール袋、土のう袋、自立式万能袋、フレコンバッグ等を用いて回収作業を実施した(**表** 5.2-2)。

表 5.2-2 西表島の調査においてゴミ回収に使用した主な袋類と使用状況等

袋の種類	西表島調査での使用状況等
450ビニール袋	
45ピニール表	片手で回収できるサイズのゴミを回収するのに 佐田した 000のなく プカ 佐田した 古が数率が b
	使用した。900のタイプを使用した方が効率が上 がる場合もある。袋の色で回収するゴミの種類
	かる場合もある。表の色で回収するコミの種類
土のう袋	ガラス、電球等の回収に使用した。
LO) J&	ガラへ、电球等の回収に使用した。
密閉式ビニール袋、レジ袋	廃油ボールやライター等、海岸で分別しておき
周夏	たい小型のゴミの回収に使用した。
自立式の万能袋	プラスチック製の漁業用ブイや流木など、ビニ
日立氏の万能表	ール袋での回収に不向きな比較的大きなゴミ
	の回収に使用した。また、無作為にゴミを回収
THE WAR	し、後で分別する場合でもビニール袋を使用す
	るよりも効率良く回収できる。
	サイズは色々あるが、海岸で人が担いで歩ける
	サイズ (150~250 L 程度) が使いやすい。
フレコンバッグ(トン袋)	本来は集積したゴミを最後にまとめるために使
	用するが、海岸に発泡スチロールやペットボト
ATE	ル等の重量の軽いゴミが多く漂着している場合
1 Til 1 = 12	には、海岸で使用すると効率が良い。
小型クーラーボックス	注射器やバイアル等の感染性廃棄物、薬品瓶等
	の危険物の回収に使用した。危険物は密閉式ビ
	ニール袋に入れた上でクーラーボックスに回収
	する。容量は15~200程度のものが使いやすい。

※作業効率向上のためには、自立式の万能袋の導入が特に効果的である。

(3) 回収作業の役割分担

回収作業にはゴミを拾うだけでなく、搬出や分別等様々な役割があるため、回収作業を行う人数に応じた役割分担を行っておくと効率を上げることができる。**表 2.2-3** 及び図 5.2-1 に例を示す。

表 5.2-3 回収作業員が50名程度で150mの海岸でゴミ回収を行う場合の役割分担の例

役割	人数	作業内容
作業リーダー	3	予め計画したゴミの種類毎の優先順位や回収順位に従って効率的に回収作業が進む様に作業を統率する。常に海岸全体の作業状況を把握できる様にする。相互の連絡は携帯電話よりもトランシーバーが使いやすい。
回収	35	通常のゴミ回収作業を行う。ビニール袋、土 のう袋、自立式の万能袋、トン袋等を効率的 に利用する。
分別	5	回収作業が後半に入ったら、回収を行う作業 員のうち数名が分別作業に移る様にする。
廃油ボール担当	2~3	廃油ボールの回収は、ゴミバサミや割箸等を 使用するため、専門の回収担当者が必要にな る。廃油ボールが多く漂着している場合に は、ゴミ回収作業の初めに全員で廃油ボール を回収し、後に通常の回収作業を行った方が よい場合もある。
危険物担当	2	注射器、バイアル等の医療系廃棄物や薬品瓶 等の危険物の回収には専用の回収箱が必要 なため、担当者が必要になる。作業リーダー が兼任できる。
運搬・搬出	10	海岸での運搬、道路や集積場所への運搬作業 を行う。必要に応じてリヤカーや軽トラック を活用する。



図 5.2-1 西表島独自調査の状況(左)と廃油ボールの回収(右)

(4) 漂着ゴミの種類による特徴と問題点について

a. ゴミの種類による回収処理方法と問題点

本調査において回収された漂着ゴミの種類と容量は、石垣島・西表島共に同様の傾向を示している。独自調査による回収結果では、容量でみれば発泡スチロール・ペットボトル・漁業用ブイ・その他プラスチック類といったプラスチック系のゴミが概ね全体の70%以上を占める結果となっていた。これらの中では特に発泡スチロールが多く回収され、容量で全体の約25~50%を占める結果となっていた。

本調査で回収された主なゴミの種類毎に、回収・処理方法や再利用等の情報を以下のとおり整理した。

表 5.2-4 主な漂着ゴミの回収処理方法と問題点 (表中の容量割合は、独自調査の値)

ゴミの種類	容量割合	回収	処理	再利用	主な問題点
発泡スチロール	25 ~ 47%	人力	産廃	不可	劣化・分解すると回収が困難になる。また小動物の餌になっている事例も確認されており、生態系への影響が懸念される。
漁業用ブイ	6 ~ 25%	人力/水が内部 に混入している 場合には、できる 限り抜く。	11	漁業関係者による 再利用の可能性が あるが、殆どの場 合は劣化が著し く、再利用は不可。	プラスチック系のゴミの中では比較的重量があり、浜に 多く溜まると回収が困難に なる。
ペットボトル	5 ~ 16%	"	"	不可	軽いので移動しやすい。
他 プラスチック 類	11 ~ 37%	人力/細かいプ ラ片は回収に時 間を要する。	"	不可/石垣市では 資源化が検討され ている。	細かいプラ片等は漂着後時間が経過すると砂に潜りこんだりして回収が困難になる。
流木・木材	0~ 36%	人力/必要に応ソ 人力で活用すること 再流とする 優先とする が適当。	"	石垣島ですれたのでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	再流出する等により船舶の 安全航行へ支障を及ぼすこ とが懸念される。
廃油ボール	僅か	人力/回収方法 に工夫が必要/ 踏み潰すと回収 し辛くなるので 他のゴミ回収前 に集中的に実施 すると効果的。	"	不可	周辺環境に大きな影響を与 える可能性が高いと考えら れる。
医療系・薬品・ス プレー缶 等 危険 物	僅か	人力/回収には 安全対策が必要。	"	不可	放置すると安全上問題が大きい。

b. 流木の取扱い

沖縄県地域検討会においては、流木の取扱いについて、船舶航行の安全確保のための再 流出防止を最優先にするという観点から様々な論議が行われ、その内容に沿う形で独自調 査を実施した。本調査における流木の取扱いについて、検討結果を以下に整理した。

- ①本モデル調査では、石垣島、西表島において、環境への配慮から海岸への重機の導入は行わないという方針により、回収は全て人力により行っている。ただし、人力でのゴミ回収には限界があり、大型の流木については、運搬に使用する道路からのアクセスが悪い(海岸への進入路の足場が悪い、遠い等)海岸では回収が困難な場合がある。
- ②流木はできる限り回収することが望ましいが、回収が困難な場合は、船舶航行の安全確保のための再流出防止策を取ることを最優先とする考え方もある。この場合、海岸植生帯が発達し、流木の自然利用(小動物の利用、自然分解)が期待できる海岸(図 4.2-2)では、できるだけ陸側へ移動させ、再流出を防ぐ方法がある。地域検討会においては、漂着した流木の自然利用が行われる海岸では、回収の必要がないとの指摘もあった。
- ③本モデル調査では、海岸周辺の植生帯が乏しい一部の海岸(図 5.2-3)において、次ページ 図 5.2-4 の様にできるだけ陸側に移動させ固定する事で再流出を防ぐ方法を試みた。ただ し、この方法は、海岸の幅を狭めてしまう事に留意する必要があり、継続的に実施できる 方法かは疑問があり、あくまで緊急避難的な対策オプションの一つとして位置付けられるものであると考えられる。
- ④八重山漁協によるヒアリング結果から、漂着した流木のうち、実際に再流出した場合に船舶への影響が懸念される大きさは直径 10cm以上である。また、流木が実際に船に当たる場合には、軽ければ浮いているのではじかれ問題はないが、沈むものについては船体やプロペラを痛める危険性があると指摘されている。
- ⑤災害と位置づけられる甚大量の漂着があった場合の対処方法の一つとして、重機導入による回収についても検討しておく必要がある。重機の導入に関しては、海岸とその生態系に配慮する必要がある。例えば、重機による回収は、不整地運搬車の様なキャタピラで走行する車両を導入するべきであるとの意見が出されている。キャタピラは、浜に対しその面全体で重量の負荷をかけるため、タイヤよりも負担が少ない。また、石垣市では、浜に負担をかけないために、海岸の流木の回収にトラクターを導入した実績がある。





図 5.2-2 海岸植生帯が発達し、流木の自然利用が期待できる海岸の例 左:石垣島調査地点1周辺 右:西表島調査地点6周辺





図 5.2-3 海岸植生帯が乏しく、流木の自然利用が期待できない海岸の例 左:石垣島調査地点2周辺 右:西表島調査地点1周辺



<12 月実施時>
↓ ↓ ↓



<4月調査時>
図 5.2-4 西表島で実施した流木の流出防止措置(杭による固定)

c. 流木等の野焼きについて

海岸までの道が整備されておらず、人も近づきがたいような海岸において漂着ゴミの清掃活動を行う場合、流木等の重量が大きく搬出が困難な木材に限り、いわゆる「野焼き」という処分方法が考えられる。ただ、この野焼きについては、次項のように原則禁止であるが、やむを得ない場合に限り、地域の保健所に確認を取り、海岸管理者が管理を行うために必要な廃棄物の焼却として実施できる場合がある。ただし、その場合もダイオキシンの発生等を考慮して、流木・灌木のみが対象となる。

流木の焼却に関する法令は、次のように規定されている。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号) (焼却禁止)

第 16 条の 2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境 に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

【廃棄物の処理及び清掃内観する法律施行令】(昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号) (焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必 要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の 促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について】

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長あて 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

(平成 12 年 9 月 28 日衛環 78 号)

第一二 廃棄物の焼却禁止

一~三 (略)

四 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却として は、河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却、海岸管理者 による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却などが考えられること。

五~八 (略)

ただし、やむを得ずに流木を野外において焼却する場合には、周辺の生活環境に影響がないように実施するとともに、消防法令などの関連する他法令についても遵守する必要があることは言うまでもない。

この他、流木等の野焼きを行う場合には、特に以下の点に留意して実施することが適当である。

- 8) 流木等の野焼きは、海岸管理者の責任と管理のもとに行われるものであること。
- 9) 海岸管理のために必要な焼却の対象となる海岸等としては、重機、船舶等による搬出が困難で、人力による漂着した流木の回収でしか対応が困難な海岸・海浜等であること。
- 10) 海岸管理のために必要な焼却の対象となる廃棄物としては、海岸等に漂着した流 木及び流木と密接不可分のものに限ること。なお、生活環境の保全上著しい支障 を生ずるおそれのある廃プラスチック等の焼却は行わないこと。
- 11) 海岸管理のために必要な焼却の実施にあたっては、流木をよく乾燥させる等、不 完全燃焼を極力抑えるような措置を講じるとともに、灰の取扱い等周辺の生活環 境への影響を生じさせないよう適切な措置を講ずること。
- 12) 海岸管理のために必要な焼却の実施に際し、煙等による影響を少なくするため風向き等についても考慮するとともに、火災が発生しないよう留意すること。
- 13) 海岸管理のために必要な焼却を業者等に委託する場合であっても、当該焼却の責任は、海岸管理者にあること。
- 14) 海岸管理のために必要な焼却に際して、当該焼却処分を行うものは、焼却日時、場所、量等を記録し、保存しておくこと。

d. 海岸植生帯の漂着ゴミについて

当該地域では、強風などにより海岸植生帯に入り込んだゴミが多く見られる(図 5.2-5)。 これらについては、漂着量の把握方法、及び安全性や環境に配慮した上での効果的な回収 方法についての検討が必要である。

例えば、当該地域における代表的な海岸植生であるアダンは葉に鋭い棘があり、回収作業時の安全対策が必要である。また、当該地域特有の貴重な植生であるマングローブ林を構成する植物は、呼吸根や支柱根、板状根等といった特徴的な根を地上に広げていくが、これらは回収作業時に作業員が注意しないと踏潰してしまい大きなダメージを与えてしまう可能性がある。



図 5.2-5 西表島ユチン川河口に広がる海岸植生帯(防潮林)の漂着ゴミ

西表島地域の海岸植生帯(国有林)について得られた情報を以下に示す。

(a) 海岸植生帯の規模

林野庁・九州森林管理局・沖縄森林管理署(以下、沖縄森林管理署とする)からの提供 データによると、西表島の国有林の面積は以下のとおりである。

●保安林面積(全体)	17,	168.	1 5	h a
(内訳)				
水源かん養	16,	107.	9 0	h a
土砂崩壊防備		648.	4 6	h a
防風		81.	2 5	h a
潮害防備		201.	5 9	h a
保健		128.	9 5	h a
●水土保全林の区分別面積 国土保全タイプ 土砂流出崩壊防備 気象害防備 計		5 7 4. 3 1 4. 8 8 9.	6 4	h a
水源かん養タイプ		813.	6 5	h a
合計	6,	703.	1 4	h a

(b) 海岸植生帯の管理と漂着ゴミ対策の現状

沖縄森林管理署では、海岸植生帯(国有林)の境界巡検や境界巡視、また、林野巡視などを実施しており、漂着ゴミの状況については把握しているが、対策等については現在のところ計画はされていない。

(c) 海岸植生帯における漂着ゴミ回収のための手続き

地元自治体や市民団体などが、西表島の海岸植生帯(国有林)の漂着ゴミ清掃を行う場合には、国有林野入林申請を行い許可を得る必要がある。申請書の様式を以下に示す。

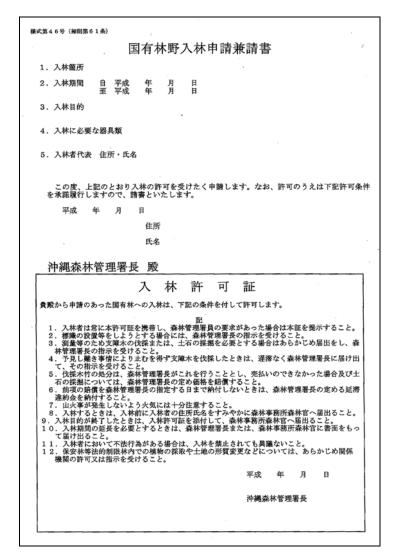


図 5.2-6 国有林野入林申請兼請書(資料提供:沖縄森林管理署)

(5) 回収処理方法の試案

西表島では、漂着ゴミの回収方法は主に人力である。ここでは、西表島の調査範囲を対象として、年に1回、ゴミの年間漂着量全てを回収することを前提として、その体制について試案を行った。

a. 回収・運搬・処分の推定に係る前提条件

- ・ 年1回、漂着ゴミの全量を回収、運搬処分する。実施時期は4月頃を想定する。
- ・ 回収範囲は独自調査の範囲から西向きの浜(ミミキリ浜とウナリ崎周辺の浜)を除いた中野海岸〜星砂の浜とする(回収可能な海岸距離 2,137 m)。
 - ※西向きの浜については、年間漂着量が 1m³未満と少ない事や、中野海岸~星砂の浜から地理的に遠く個別の回収体制が必要となり、今回の試案内容が複雑になる事等の理由により回収範囲外とした。
- ・ 回収作業には、重機は使用せず全て人力で行うこととする。
- 回収に係る作業員は地域住民から募集する。
- ・ 回収対象とする漂着ゴミ量は、独自調査による中野海岸~星砂の浜の範囲の年間漂 着量 228 m³とする。
- ・ 必要な作業員数を定めるにあたっては、独自調査における 1 日の実作業時間を参考 に 1 日の作業が 6 時間の場合と、西表島地域における一般的なボランティア活動時間を参考として 1 日の作業が 1.5 時間の 2 通りから想定し、両者の数を比較して西表島地域で実現しやすい方を選択する。
- ・ 1人が1日(6時間)あたりに回収するゴミの量は1.42 m^3 、1時間あたり0.24 m^3 とする(独自調査において、最も回収効率の良かった12月調査時の実績とした)。
- ・ 回収したゴミは、適切に分別した後、所定の集積場所へ運び、運搬する。一般廃棄 物は島内の処理施設へ、処理困難物は船浦港へ運搬し、船浦港から石垣島へ海上運 搬し業者処分場で処分される。
- ・ 作業員の集合場所は、中野わいわいホール駐車場とする。

(a) ゴミの回収量と必要な作業員数

独自調査結果による年間漂着量を米原、吉原地区分それぞれに整理し、必要な作業員数を求めた。作業員数は、1 日 6 時間回収する場合と、通常のボランティア活動と同じ 1.5 時間回収する場合の 2 通りについて求めた。1 日 6 時間回収する場合では 158 人、1.5 時間回収する場合は 633 人の作業員が必要となった。西表島の人口や地域の事情を考慮すると、594 人の作業員を集めることは困難と思われるため、ここでは 1 日 6 時間の回収を 158 人で実施する体制を選択することとした(表 5.2-5)。

ゴミ回収対象量 1人1日6時間回収 回収効率 1人1日1.5時間回収す (年間漂着量) 地 区 する場合に必要な人 る場合に必要な人数 (m³/時間/人) (m^3) 数 中野海岸 0.24 201 140 558 27 75 0.24 19 星砂の浜 合計 228 158 633

表 5.2-5 ゴミ回収対象量と必要な作業員数

(b) 1 日に募集可能な作業員数の想定及び作業工程の策定

必要な作業員数から、作業日数と1日あたりに必要な作業員数、1日の回収量の目安等を求めた。1日あたりの作業員数は、独自調査の実績から、当該地域で募集可能な人数を判断した。作業日数は、1日あたりの作業員数と作業効率、回収するゴミ量から算定し、作業日数は4日間とした。

また、次項に1日の回収量の目安を基にして、作業日毎の回収範囲を計画した。

なお、作業実施の曜日設定は、西表島地区では観光業に従事している住民が多いことを 考慮すると、休日と平日を組み合せる必要があると思われる(表 5.2-6)。

表 5.2-6 作業日数と1日あたり作業員数、回収量の目安等

作業日数	作業員/日	1日あたり 回収量目安 (m³)	作業員 延べ人数	作業実施日の構成 (例)
4	45	64. 8	180	休日2日 平日2日

(c) 必要な回収用具等

必要な作業員数や海岸の特性等から、回収作業に使用する用具等の必要数を整理した(表 5.2-7、表 5.2-8)。なお、必要な回収用具とその用途等の詳細は、表 5.2-2を参照。

表 5.2-7 回収作業に必要な袋類等

袋等の種類	45Lビニール袋 5枚/人/日	土のう袋 (20L) ⁽¹⁾	密閉式ビニール袋 及びレジ袋 0.1枚/人/日	自立式万能袋 (200L) ⁽²⁾ 0.5枚/人/日	トン袋 [™] 	小型クーラー ボックス ⁽²⁾
回収の対象		ビン、ガラス片 電球・電池等	廃油ボール	漁業用ブイ・流木等大 型のゴミ	全般	注射器、薬品瓶等 の危険物
必要数	900	140	20	25	250	2

⁽¹⁾ 土のう袋及びトン袋の必要数は、独自調査結果より、回収対象となるゴミの年間漂着量から求めた。

表 5.2-8 海岸におけるゴミの運搬・搬出に必要な軽車両等

必要な軽車両等	リヤカー	軽トラック
必要数	2	2

⁽²⁾ 自立式万能袋と小型ボックスは再利用できる。

(d) 回収日程と範囲

回収日程とその範囲等を以下に整理した。1日あたりの回収範囲については、回収範囲を独自調査と同様に区域分けし、それぞれの区域のゴミ量(年間漂着量)と1日あたりの回収量目安から求めた(表 5.2-9、図 5.2-7)。

回収区域	ホ①②③	+567	+44-2	+23	ナ①	合計
海岸距離(m)	710	382	490	205	350	2137
年間漂着量(m³)	27	37	81	21	62	228
日程	4日目半日	4日目半日	2日目半日 及び3日目	2日目半日	1日目	

表 5.2-9 回収区域と地区毎の回収日程等



図 5.2-7 回収範囲と日程及びゴミ集積場所、海岸進入路等

(e) 回収·処理方法

海岸で回収したゴミは、一般廃棄物、処理困難物等に分別し、上記図中の集積場所へ集め、一般廃棄物は島内の処理施設へ軽トラック等で運搬し、処理困難物は運搬業者が船浦港へ運搬し、船浦港から石垣島へ海上運搬し業者処分場で処分される。

5.2.2 搬出方法

海岸からのゴミの搬出は、作業員の体力的な負担と効率の両面を考慮し、適切な方法を 選択する必要がある。以下にその考え方を示す。

表 5.2-10 西表島における漂着ゴミの搬出方法について

海岸におけるゴミの運搬には、人力だけでなく、リヤカーを利用 すると効率を上げることができる。 海岸におけるゴミ の運搬 リヤカーによるゴミの運搬 西表島では、道路に面していない海岸が多く存在するため、この 様な海岸では回収しても直ぐにゴミを運搬車に載せることができ ない。海岸への進入路はあぜ道であったりリヤカーや軽トラックな ら通れる道であったり様々であるので、その場所に応じた搬出方法 を選択する。軽トラック(四輪駆動が望ましい)の利用が最も搬出 効率が良い。軽トラック等小型車両を利用しないと大型のゴミを搬 出できない場合もある。 海岸進入路におけ るゴミの搬出 軽トラックによる海岸からのゴミの搬出 海岸におけるゴミの運搬が長距離に及ぶ、また道路への搬出が困難 な海岸では、小型船舶等により海岸から直接ゴミを搬出する方法も 検討する。 小型船舶による海 岸からの搬出 A. A. Sec. E.

本調査で実施した小型船舶による海岸からのゴミ搬出の検証状況

5.2.3 収集 • 運搬方法

運搬に使用する車両は、様々なタイプが想定されるが、集積場所やゴミの量によって適切な車両を選択するべきである。また、運搬の効率を上げるためには運搬業者との連携にも工夫が必要である。西表島における漂着ゴミの搬出方法について以下に整理した。

表 5.2-11 西表島における漂着ゴミの搬出方法について

	\$ 5.2-11 四衣島における原有コミの撤山力法について
	運搬に使用する車両は、軽トラック、4t あるいは 10t クラスのトラックや
実拠市王の廷将	クレーン搭載車両等が考えられる。使用する車両の種類は、実際に運搬する
運搬車両の種類 	ゴミの量や集積の形態(トン袋詰や流木を束ねた状態等)によって最も効率
	的なもの、あるいは効率的な組合せを選択する。
	運搬車へのゴミ積み込み作業の効率を上げるには、集積場所は可能な限り
	│ │集約し、大型車を使用する場合には、大型車が作業可能な場所を選択する。
	│ │ 特にクレーン搭載車両を使用する場合には、電柱や電線とクレーンとの接
	触に留意する必要がある。
集積場所	運搬車へのゴミ積載作業
	①大型の流木や冷蔵庫、タイヤ等、フレコンバッグに入れることのできない
	│ │ゴミについては、運搬業者が作業しやすい様に、事前に業者と集積方法につ
	いて打合せておく。
運搬業者との調整	②搬出するゴミの量が判明した時点で運搬業者へ連絡し、必要な運搬車台数
	│ や運搬に要する作業時間について、最も効率良く進められる様に業者と調整
	する。
	処理困難物扱いの漂着ゴミは島の東部か西部の港まで陸上運搬し、港から
	石垣島へ海上運搬する。一般廃棄物は島内の竹富町処理施設へ陸上運搬する
	ことになる。東部及び西部の港と島内処理施設は距離が離れているため、一
	般廃棄物と処理困難物の陸上運搬を計画する際には効率性に留意する必要が
	ある。
一般廃棄物と処理困難	
物の運搬方法の違い	
	西表島独自調査における処理困難物の台船運搬状況
	左:処理困難物の集積(船浦港) 中:台船への積載作業 右:台船積載状況

5.2.4 処分方法

発炎筒

漂着ゴミの処分方法と独自調査におけるゴミの分別方法は表 5.2-12 及び表 5.2-13 に示すとおりである。また、西表島地域における漂着ゴミの回収・運搬・処分方法の流れを 図 5.2-8 に示す。

表 5.2-12 西表島における漂着ゴミ処分方法等について

表 5.2-12	西表島における漂着ゴミ処分方法等について
一般廃棄物	一般廃棄物は竹富町リサイクルセンターで処分可能であ る。
処理困難物	処理困難物は石垣島へ運搬し、石垣市内の業者処分場で処 分可能である。
医療系廃棄物 独自調査で回収された医療系 廃棄物	医療系廃棄物や、中に入っている薬品が判明できる薬品瓶等は、石垣島で運搬業者へ引き渡し、処分は沖縄本島で行う。注)医療系廃棄物は「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可を取得した業者でないと運搬できない。薬品は、中身によっては特別管理でない廃棄物になり得る。
中身が不明であるが薬物の可能性のある容器等 等 独自調査で回収された中身が不明の容器や海外製の農薬	中身が不明の薬品ビン、農薬類、劇薬が入っている可能性 のある容器等が回収された場合には、竹富町自然環境課が相 談窓口となり、処分方法を検討・指示する。竹富町では中身 が判明できない場合や処分方法が判らない場合には、竹富町 から沖縄県八重山支庁 八重山福祉保健所など関係機関へ連 絡し、取扱いについて相談する。
発炎筒など発火性・引 火性のあるもの 独自調査で回収された船舶用	発炎筒など発火性・引火性のある漂着ゴミが発見された場合には、回収作業員が自ら回収せず、触らない様にし、警察や海上保安庁へ連絡し回収処理をお願いする。仮に作業員が回収してしまった場合には、竹富町へ引取りをお願いし、竹富町が適正な処分を実施する(原則として発見された場所の属する市町村が処分を行う)。

表 5.2-13 西表島の独自調査におけるゴミの種類と分別

	木くず・紙くず
一 般	
廃棄物	ビン、ガラス片
	電球、電池、電子体温計
	発泡スチロール
	ペットボトル
	漁業用ブイ
処理困難物	他プラスチック
	鉄くず
	廃油ボール
	その他
流木	流木・木材等
医療系 廃棄物	注射器・バイアル等

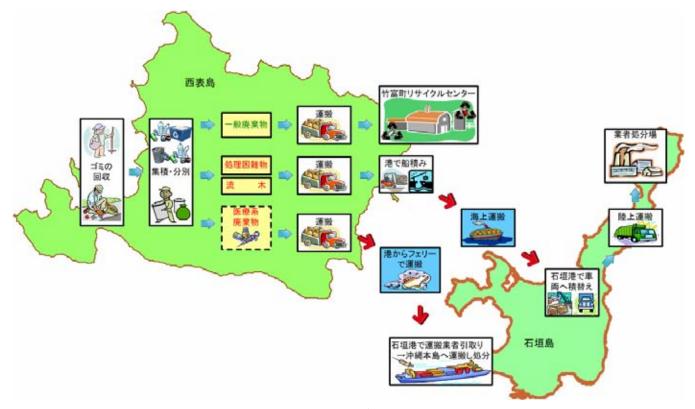


図 5.2-8 西表島地域における漂着ゴミの回収・運搬・処分方法の流れ

5.3 試案に基づく費用の試算

5.3.1 前提条件

前提条件は、「5.2.1回収方法 (5)回収処理方法の試案」と同条件とした。

更に、運搬処分費用の推定については、通常の回収運搬処分の場合の他に、発泡スチロールの減容化を行った場合 2 通りの費用も推定した。したがって、運搬処理費用の推定は以下の 3 通りについて実施した。

- ①通常の運搬処理(発泡スチロールの減容をしない場合)
- ②回収した発泡スチロールを運搬し海岸から離れた場所で溶剤により減容した場合
- ③減容剤を海岸へ運搬し、回収場所で溶剤により減容した場合
- ※②と③を分けたのは、発泡スチロールを海岸から運搬し減容する場合には、発泡スチロールの運搬費が発生する。つまり、両者で運搬処分費が違う結果になるためである。

5.3.2回収費用

「5.2.1 回収方法 (5)回収処理方法の試案 d. 必要な回収用具等」で整理したビニール袋やトン袋等の回収に必要となる回収用具の購入費を推定した(表 5.3-1)。

表 5.3-1 回収用具の購入費

(上:通常の運搬処理の場合 下:海岸で発泡スチロールを減容する場合)

袋等の種類	45Lビニール袋	土のう袋 (20L) ⁽¹⁾	密閉式ビニール袋	自立式万能袋 (200L) ⁽²⁾	トン袋 ⁽¹⁾	小型クーラー ボックス ⁽²⁾	購入額 合計
購入数	900	140	20	25	250	2	
単価	¥10	¥15	¥15	¥880	¥1, 000	¥2, 000	¥287, 400
購入額	¥9, 000	¥2, 100	¥300	¥22, 000	¥250, 000	¥4, 000	

袋等の種類	45Lビニール袋	土のう袋 (20L) ⁽¹⁾	密閉式ビニール袋	自立式万能袋 (200L) ⁽²⁾	トン袋 ⁽¹⁾	小型クーラー ボックス ⁽²⁾	購入額 合計
購入数	800	130	20	20	130	2	
単価	¥10	¥15	¥15	¥880	¥1, 000	¥2, 000	¥161, 850
購入額	¥8, 000	¥1, 950	¥300	¥17, 600	¥130, 000	¥4, 000	

⁽¹⁾土のう袋及びトン袋の必要数は、独自調査結果より、回収対象となるゴミの年間漂着量から求めた。

(消費税を含まず)

5.3.3 収集 • 運搬費用

次項「5.3.4処分費用」において、まとめて整理した。

⁽²⁾ 自立式万能袋と小型ボックスは再利用できる。

5.3.4 処分費用

本項では収集運搬費用についてもまとめて整理した。

(1) 運搬処分に係る単価

運搬処分に係る単価を以下のとおり整理した(表 5.3-2、表 5.3-3)。

表 5.3-2 回収した漂着ゴミの運搬に係る単価

運搬の種類	運搬費単価	補足事項
島内陸上運搬 一般廃棄物	¥3,000/台日	想定される漂着量が少ないため、軽ト ラックによる運搬を想定。
島内陸上運搬 処理困難物・流木	¥6,000/時間	4tユニックによる港への運搬を想定。効率は15m3/1回/1時間とする。
海上運搬→石垣島 処理困難物・流木	¥700,000/一式	台船を使用する。トン袋を約1000程度積 載可能。
海上運搬→石垣島 医療系廃棄物	¥4,600/一式	フェリーによる運搬。
石垣島陸上運搬	¥2,000/m3	処理困難物と流木の石垣港から処分場へ の運搬

(消費税を含まず)

表 5.3-3 回収した漂着ゴミの処分に係る単価

ゴミの種類	処分費単価	補足事項
一般廃棄物	¥0/kg	島内の処理施設で無料で引取り。
処理困難物	¥4, 000/m3	石垣島に運搬して処分。
流木	¥6,000/m3	石垣島に運搬して処分。
医療系廃棄物	¥250/kg	処分費には石垣島→沖縄本島の運搬費も 含まれている。

(消費税を含まず)

(2) 発泡スチロールの減容化

発泡スチロールを溶解しリサイクルするための溶剤を使用し、減容する場合の前提条件を整理した(表 5.3-4)。溶剤は石垣島の業者からドラム缶単位で購入し、使用後はリサイクル用の有価物として搬出する。調査範囲の発泡スチロール年間漂着量 101.1 m³ を減容する場合について、その費用を次項で推定した。以下に費用に係る前提条件と費用推定結果を示す。ここで、溶剤処理能力については、第6回調査時に西表島で実施した発泡スチロールの減容化試験の結果を使用した。

表 5.3-4 発泡スチロール減容化処理の前提条件

発泡スチロール処理量	101. 1m ³	年間漂着量
溶剤処理能力	5m³/本	溶剤1500入 ドラム缶1本
必要な溶剤数	ドラム缶20本	
石垣島からの溶剤運搬費 (往復)	¥2100/本	ドラム缶1本あ たり
溶剤費 <u>※予定価格</u>	¥28000/本	"

(消費税を含まず)

(3) 運搬処分費の推定

1年間の漂着ゴミ量の回収に要する運搬処分費を以下のとおり推定した(表 5.3-5)。こ こで、島内陸上運搬については、一般廃棄物は想定される漂着量が少ないため軽トラック 2 台/日を要し竹富町リサイクルセンターへ運搬、処理困難物は 4t ユニックにより港へ運 搬、その運搬効率を 15m3/1 回/1 時間と想定した。また、医療系廃棄物の運搬にはフェリ ーを使用し1回で運搬することとした。発泡スチロールの運搬処分費については、通常の 運搬処分が最も高く、回収現場で減容する場合が最も安い結果となった。

表 5.3-5 回収した漂着ゴミの運搬処分に係る費用

	ゴミの種類 年間漂着 年間漂着				通常の運搬処分			発泡スチロールを運搬し減容する場合			発泡スチロールを回収現場で減容する場合				
		容量(m3)	重量(t)※	島内陸上 運搬(¥)	海上運搬 (¥)	石垣島陸 上運搬(¥)	処分費 (¥)	島内陸上 運搬(¥)	海上運搬 (¥)	石垣島陸 上運搬(¥)	処分費 (¥)	島内陸上 運搬(¥)	海上運搬 (¥)	石垣島陸 上運搬(¥)	処分費 (¥)
	木くず・紙くず	0	0				0				0				0
		2	0				0				0				0
一般	ピン、ガラス片	2	0				0				0				0
	電球、電池、電子体温計	1	0				0				0				0
	一般廃棄物 計	4	1	6, 000			0	6, 000			0	6, 000			0
	発泡スチロール	101	14	40, 438		151, 643	404, 381	40, 438			542, 000	12, 000			542, 000
	ペットボトル	26	4	10, 200		38, 252	102, 005	10, 200		38, 252	102, 005	10, 200		38, 252	102, 005
	漁業用ブイ	19	3	7, 482		28, 056	74, 817	7, 482		28, 056	74, 817	7, 482		28, 056	74, 817
処理	他プラスチック	29	4	11, 462		42, 983	114, 622	11, 462		42, 983	114, 622	11, 462		42, 983	114, 622
困難物	鉄くず	2	0	930		3, 488	9, 302	930		3, 488	9, 302	930		3, 488	9, 302
	廃油ボール	0	0	20		73	195	20		73	195	20		73	195
	その他	0	0	165		620	1, 653	165		620	1, 653	165		620	1, 653
	処理困難物 計	177	25	70, 698	700, 000	265, 116	706, 977	70, 698	700, 000	113, 473	844, 595	42, 260	700, 000	113, 473	844, 595
流木	流木・木材等	47	7	18, 644		69, 914	279, 657	18, 644		69, 914	279, 657	18, 644		69, 914	279, 657
医療系	注射器・バイアル等	0. 02	0.004	0	4, 600		1, 057	0	4, 600		1, 057	0	4, 600		1, 057
合計		228	32	95, 341	704, 600	335, 031	987, 691	95, 341	704, 600	183, 388	1, 125, 310	66, 903	704, 600	183, 388	1, 125, 310

注1:容量・重量の推計値の「0」は0.5未満を示す。また、有効数字の四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある。 2:年間漂着重量は、共通調査結果から得られた比重0.139を用いて算出(医療系を除く)

(消費税を含まず)

(4) 運搬に船を利用する場合の作業員数と費用の比較

2008年4月に実施した小型船舶による海岸からのゴミ搬出検証作業の結果から、調査範囲のうち、ニシ崎周辺の約500mの範囲については、海岸進入路から遠いため、海岸で回収したゴミを人力で集積場所へ運び4tユニックで港へ運ぶよりも、海岸から小型船舶に積込み、直接港へ運搬した方が効率的であると判断された。検証作業の結果を図5.3-1に示すが、図中の 部分が船による搬出が効率的と考えられる500mの範囲であり、また、---部分は通常の陸路での搬出が可能であるが、船による搬出も可能な範囲である。---部分については、従来どおりの人力と車両による搬出・運搬よりも船を使用した方が有利であると考えられるゴミに限って船で運ぶ、といった方法も考えられる範囲である。

ここでは、 部分のニシ崎周辺 500m の範囲のゴミを小型船舶により搬出する場合の作業員数と費用の推定を行った。

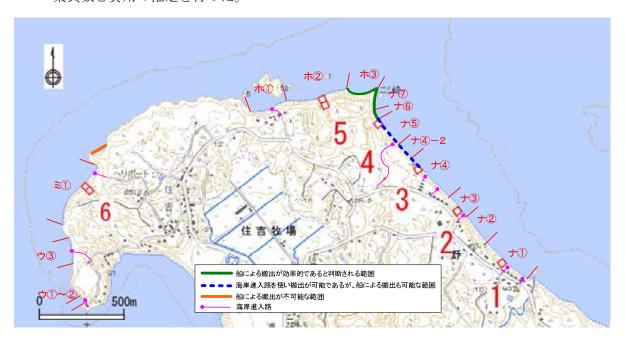


図 5.3-1 小型船舶による海岸からのゴミ搬出検証作業の結果

a. 対象区域の年間漂着量推定

年間漂着量推定の対象となるニシ崎周辺の調査区域はナ⑥⑦、ホ③である。年間漂着量の推定は、前記した「4.1.4」と同様の方法により、独自調査結果から推定対象範囲と同条件の調査区域の年間漂着量を使用し、両者の海岸線距離の比率を用いて求めた。

対象区域		漂着量データを使用した 同条件の調査区域
ナ⑥	50	ナ⑥ (そのまま)
ナ⑦	212	ナ⑤
ホ ③	230	木②

表 5.3-6 年間漂着量推定の対象区域と同条件の調査区域

年間漂着量の推定結果は以下のとおりである。

表 5.3-7 ニシ崎周辺約500mの区間の年間漂着量

ゴミの種類	ナ⑥ (50m)	ナ⑦ (212m)	木③ (230m)	年間漂着量 (m³)
木くず・紙くず	0. 00	0. 00	0. 01	0. 01
	0. 04	0. 04	0. 03	0. 11
ビン、ガラス片	0. 07	0. 08	0. 02	0. 17
電球、電池	0. 03	0. 02	0. 01	0. 05
発泡スチロール	7. 11	6. 74	5. 10	18. 95
ペットボトル	1. 55	1. 32	0. 86	3. 72
漁業用ブイ	3. 45	0. 62	0. 61	4. 67
他プラスチック	2. 51	1. 21	0. 93	4. 65
鉄くず	0. 20	0. 44	0. 41	1. 05
流木・木材	0. 50	1. 06	0. 04	1. 60
廃油ボール	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00
その他	0. 00	0. 00	0. 00	0.00
合計	15. 444	11. 530	8. 022	34. 997

b. 運搬効率の整理

ここで一般廃棄物の年間漂着量は 0.35m³と少ないため、年間漂着量全てとなる 35m³を対象として作業員数と運搬費用の推定を行うこととした。

4t ユニックと小型船舶の運搬効率は以下のとおりとした。

表 5.3-8 4t ユニックと小型船舶の運搬効率の比較

4tユニック	15m3/1回/1時間
小型船舶	15m3/1回/45分

c. 必要な作業員数と運搬時間・費用の推定

ニシ崎周辺の 500m の範囲では、海岸から集積場所への距離が長いため、人力による海岸からのゴミの運搬に多くの労力を要する。独自調査による回収作業では、作業員の約 1/3 が運搬作業を担当していた。このことから小型船舶を使用することにより、人力による回収効率は 1.5 倍になると仮定した。運搬費単価は、通常の陸上運搬の場合は¥6,000/時間、小型船舶は¥20,000/半日とした。

運搬に船を利用する場合の作業員数と費用等の推定結果は以下のとおりである。小型船舶を利用した場合には、港までの運搬費は¥6,000上がるが、必要な作業員数は1日6時間回収の場合には8人、1日1.5時間回収の場合には32人減少する。

表 5.3-9 運搬に船を利用する場合の作業員数と費用等の比較

回収方法のケース	回収効率 (m ³ /6時間/日/人)	1人1日6時間回収 の場合に必要な人数	1人1日1.5時間回収 の場合に必要な人数	運搬時間	港までの 運搬費
通常の回収 (人力で海岸から搬出し、その後41ユニッ クで港へ運搬)	0. 24	24	97	2. 33	¥14, 000
小型船舶利用の搬出 (海岸から船で搬出し、港へ運搬)	0.36	16	65	1. 75	¥20, 000
船使用による差	+ 0.12	-8	-32	-0. 58	+ ¥6, 000

(消費税を含まず)

5.3.5回収・処理費用のまとめ

回収・運搬・処分に係る総費用は以下のとおり (消費税を含まず)である。発泡スチロールの減容化により費用に差があるものの、総費用でみれば大きな差にはなっていない。発泡スチロールを回収現場で減容する場合は、通常の運搬処分に比べ約7%の費用削減となっている。

表 5.3-10 回収・運搬・処分に係る総費用

発泡スチロール の運搬処分方法	運搬費の合計	処分費の合計	回収用具費	総費用
通常の運搬処分	¥1, 134, 972	¥987, 691	¥287, 400	¥2, 410, 063
発泡スチロールを 運搬し減容	¥983, 329	¥1, 125, 310	¥287, 400	¥2, 396, 039
発泡スチロールを 回収現場で減容	¥954, 891	¥1, 125, 310	¥161, 850	¥2, 242, 050

(消費税を含まず)

<留意点>

- ・回収費については、海岸清掃の作業員がボランティアとなっており、地域住民等からの多大 な協力がある。
- ・ 運搬費及び処分費のうち、竹富町リサイクルセンターで処理可能な一般廃棄物に該当する部分については、竹富町の負担となっている。
- ・この他、回収・運搬・処分費には含まれていないものの、実際の海岸清掃活動を行うには、 作業員の確保、行政との調整、各種手続き等を行うコーディネーターの負担がある。

なお、当試算は、作業員をボランティアと想定しているため、人件費を算出していない。 しかし、実際には、作業員がボランティアでない場合も想定されるため、当試算における 人件費を算出し、表 5.3-11 に示す。なお、人件費算出の条件は以下のとおりである。

- ・「5.2.1(5)回収処理方法の試案」で想定、整理した1日当りの作業時間、調査範囲のゴミの年間漂着量相当を回収するために必要なのべ作業員数を算定の対象とする。
- ・人件費単価は、沖縄県の最低賃金 627 円/h (平成 20 年 10 月 8 日現在) を使用する。 (厚生労働省 HP: http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-02.htm)

表 5.3-11 回収作業に伴う人件費

ゴミ回収対象量 (年間漂着量) (m³)		1人1日6時間回収 する場合に必要な人 数	1日1人当り 人件費 (¥627/h×6時間)	総人件費
228	0. 24	158	¥3, 762	¥594, 396

- 注1) 上記と別の労働単価として、国交省・農水省による公共工事設計労務単価があり、業務委託 する場合の作業員の標準的な単価が業種別に整理されている。この中で海岸のゴミ回収は「軽 作業員」にあたると思われ、その単価は8,800円/日(平成20年度・沖縄県)となっている。 (国土交通省HP: http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010328 4/03.pdf)
- 注2) 地域住民による有償の回収作業や、ボランティア回収等の際にはボランティア保険を利用することも想定される。ボランティア保険料は条件によって様々であるが、50円/人日程度が 目安である。